

火災総合訓練の実施要領

実 施 項 目	実 施 内 容
想 定	<p>出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決める。</p> <p>(1) 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。</p> <p>(2) 避難を要する者、介助、救助を要する者は災害の程度に応じて決める。</p>
1 発生場所の確認	<p>(1) 火災の発生は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火点として、旗又は灯火等の目印を置く。 ・ 自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す。 <p>(2) 自動火災報知設備により火災を覚知した場合は、受信機の作動表示を確認した後、出火場所の確認を行う。</p> <p>(3) 放送設備、インターホン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機の設置場所等から現場確認に向かう。</p> <p>(4) 出火場所に至って、現場の状況を確認し、自衛消防隊長に報告する。</p>
2 消防機関への通報	<p>(1) 消防機関へ通報する。</p> <p>(通報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別 ・ 防火対象物の所在 ・ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ・ 災害発生場所、燃焼物 ・ けが人、避難を要する者の有無 <p>(2) 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内線電話、加入電話 ・ 内線電話相互 ・ 訓練用通報装置 ・ 火災通報装置 <p>(3) 119 番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を取って行う。</p>
3 館内への連絡	<p>(1) 館内の自衛消防隊員に災害の発生場所、程度の状況を連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要により現場確認前と後の情報に区分する。 ・ 必要により暗号、隠語を使用する。 <p>(2) 連絡、伝達には次の装置等を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガホン、携帯用拡声器 ・ 非常ベル、自動式サイレン ・ 非常放送設備 ・ 自動火災報知設備 ・ 業務用放送設備、インターホン ・ 内線電話
4 初期消火	<p>(1) 消火器具の搬送、操作を行う。</p> <p>(2) 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、又は動力消防ポンプ設備の操作を行う。</p> <p>(3) その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。</p> <p>(4) 特殊消火設備は、起動装置、取扱いの確認を行う。</p> <p>※ 消火水、消火剤の放出は、一連の活動とは別に実施することでもよい。</p>
5 区画の形成	<p>(1) 初期消火後、出火室の扉、天窓を閉鎖する。</p> <p>(2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。</p> <p>(3) エレベーター、エスカレーターの運転中止の確認操作を行う。</p> <p>(4) 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防煙たれ壁、排煙口の操作 ・ 機械排煙の活用
6 避難誘導	<p>(1) 避難行動及び避難経路、避難先等の指示を行う。</p> <p>(2) 非常口、避難路の確保を行う。</p> <p>(3) 階段入口、通路角など主要な避難経路、階段に誘導員の配置を行う。</p> <p>(4) 介助を要する者の搬送を行う。</p> <p>(5) メガホン、携帯用拡声器、旗等を使用し避難誘導を行う。</p> <p>(6) エレベーター、エスカレーターの使用禁止、危険区域を周知する。</p> <p>(7) 逃げ遅れの有無、避難者の確認を行う。</p> <p>(8) 避難者の確認を行い、自衛消防隊本部に報告する。</p>

7 応急救護	(1) 救護所を設定する。 (2) 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。 (3) 受傷者の応急手当をする。 (4) 措置した状況を自衛消防隊本部に報告する。
8 指揮	(1) 隊本部、地区隊本部を設定する。 (2) 指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。 (3) 副防災センター、中央管理室その他所定部署との連絡、確認を行う。 (4) 消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況 ・ 避難状況（けが人等を含む） ・ 活動状況 ・ 消防用設備等の作動状況